皆さまでご回覧ください

「綱引き」(茂原市萩原小学校)/ 茂原市 (株)秋葉商店 秋葉景子氏 撮影 令和4年度写真コンテスト秀作作品

一般財団法人 千葉県社会保険協会

月刊 社保ちば

10 OCTORBER 2023

目次

●日本年金機構からのお知らせ●
・被保険者数が51人以上の企業等の事業主のみなさまへ ……2-3

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●
・被扶養者資格再確認にご協力をお願いいたします …4
・各種申請書は新様式(令和5年1月以降の様式)にてご提出ください …4
・相手方の行為による負傷で健康保険証を使用するときは「第三者行為による傷病届」の提出が必要です！ …4
・よく知って適正受診！はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方 … 5

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●
・冬山の家開設「ホワイトハウス マスエン」のご案内 ……… 6
・施設利用会員証利用のご案内 ……………………… 7
・会員情報提供のお願い …………………………… 8
・第17回ボウリング大会中止のお知らせ …………… 8

割引券(補助券)ご利用に際してのお願い

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ https://shaho-chiba.jp

スマホ対応してます

日本年金機構からのお知らせ

厚生労働省からのお知らせ

被保険者数が51人以上の企業等の
事業主のみなさまへ

令和6年10月から
パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

対象となる企業

現在、厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入対象となっています。
この短時間労働者の加入要件が更に拡大され、令和6年10月から厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

現　在		令和6年10月～
被保険者数 101人以上の企業等	→	被保険者数 51人以上の企業等

厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等とは？

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業等のことです。
※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の被保険者数となります。

加入対象（短時間労働者）の要件は？

被保険者数51人以上の企業等（特定適用事業所）に勤務する以下の条件に全て該当する方が短時間労働者として加入対象となります。

- □ 週の所定労働時間が20時間以上
- □ 月額賃金が8.8万円以上
- □ 2カ月を超える雇用の見込みがある
- □ 学生ではない

厚生年金保険の被保険者数が基準に満たない企業等であっても、被保険者の同意に基づき、短時間労働者の適用拡大の対象事業所になることができます。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

「社会保険の適用拡大」について　詳しくは以下の特設サイトをご覧ください。

適用拡大特設サイト
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

日本年金機構からのお知らせ

令和6年10月の適用拡大に向けて 社会保険労務士等の専門家がサポートします

専門家活用支援事業

事業主・従業員のみなさまへのご説明のために、ノウハウ豊かな社会保険労務士等を、無料で派遣します。

- 適用拡大に向けた準備の検討
- 従業員への説明サポート
- 手続きに関するアドバイス

ご利用の流れ

専門家活用支援事業は、事業主や事業者団体からの依頼により、**事業主・従業員の方向けの説明会**や、**適用拡大に関する相談に専門家を派遣**します。

ご利用の流れは以下の４STEPです。

※顧問契約等結んでいる社会保険労務士がいる場合は、当該社会保険労務士にご相談ください。

STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
管轄の年金事務所へ電話	派遣依頼届の提出	都道府県代表の年金事務所と日程・内容等の調整	説明会等の実施
管轄の年金事務所へお電話ください。派遣依頼届の提出など、ご利用の流れをご説明します。	「専門家派遣依頼届」を管轄の年金事務所へご提出ください。	都道府県代表の年金事務所から日程等をご連絡します。日程や内容等の細かい調整もこの時点で行います。	決定した日時、場所に専門家を派遣します。当日は疑問点等、お気軽にご相談ください。

お申し込み方法

STEP1　まずは管轄の年金事務所へお電話ください。

《管轄の年金事務所一覧》※年金事務所の電話番号はこちらから確認できます。

https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html

STEP2　後日「専門家派遣依頼届※」を管轄の年金事務所へご提出ください。

※「短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に係る専門家派遣依頼届」

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare
日本年金機構 Japan Pension Service

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

事業主様へ　▶　ぜひ職場内で回覧をお願いいたします。

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

被扶養者資格再確認にご協力をお願いいたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和5年度につきましても、以下のとおり「被扶養者状況リスト」を事業主さまへ順次お送りいたします。

加入者及び事業主の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

被扶養者資格再確認について詳しくはこちら▼

●対象となる方

令和5年4月1日の時点で、18歳以上である被扶養者の方

※令和5年4月1日以降に被扶養者となった方は確認対象外となります。

●送付時期

令和5年10月下旬から11月上旬

●提出期限

令和5年12月8日（金）

各種申請書は新様式にてご提出ください
（令和5年1月以降の様式）

加入者及び事業主の皆さまに**分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること**を目的として、令和5年1月にシステムを刷新するとともに各種申請書の様式変更を行いました。

協会けんぽでは、申請書受付後、文字情報をシステムで読み込み審査を行っており、**令和5年10月以降の受付分より旧様式の申請書はご使用できなくなります。**

今後提出される各種申請書は、**令和5年1月に変更後の新様式**をご使用ください。

新様式の申請書ダウンロードはこちら▼

お問い合わせ先　業務グループ　TEL **043-382-8311**（代表）

相手方の行為による負傷で健康保険証を使用するときは「第三者行為による傷病届」の提出が必要です！

【第三者行為による傷病届とは？】

交通事故や暴力など、第三者の加害行為による負傷で、健康保険を使用して治療を受けた場合に提出が必要となる書類のことです。

【なぜ協会けんぽへ届出が必要なの？】

第三者の行為により負傷した場合の治療費は、本来加害者（第三者）が負担するべきものです。健康保険証を使用して治療を受ける場合には、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが一時的に立て替えることになりますので、後日、加害者に対して請求をします。

そのため、**「第三者行為による傷病届」**の提出が必要です。

※業務上（仕事中）や通勤途中での負傷は労災保険に該当するため、健康保険を使って治療することはできません。
健康保険証を使用する前に、管轄の労働基準監督署にご相談ください。

提出書類等詳細はこちら▼

お問い合わせ先　レセプトグループ　TEL **043-382-8314**

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

よく知って適正受診！ はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう及びあん摩・マッサージの施術について、一定の要件を満たす場合は、健康保険の給付の対象となります。

健康保険を使用する場合、一旦全額を自己負担し、申請により給付を受けるのが原則ですが、施術所が患者に代わり保険給付分を協会けんぽに請求できる「受領委任制度」が認められています。

そのため、保険証を提示することで、一部負担金のみの支払いで施術を受けることができます。

なお、健康保険の給付の対象とならない場合は、**全額自己負担**となりますのでご注意ください。

健康保険の給付の対象となるのはどんなとき？

【はり、きゅうの場合】

下記の❶、❷の両方の要件を満たす場合にのみ、健康保険の給付の対象となります。

❶ 対象となる傷病であること

（対象となる傷病）
神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症
※神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

❷ 医師がはり・きゅうの施術に同意していること

医師による適当な治療手段がなく（医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合等）、はり・きゅうの施術を受ける場合は、施術を認める医師の同意が必要です。

【あん摩、マッサージの場合】

筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められる方で、症状の改善を目的として、あん摩・マッサージの施術が医療上必要と医師が同意している場合に限ります。

疲労回復や慰安目的などの施術は**健康保険の給付の対象となりません。**

施術を受ける際の注意事項など、詳しくはこちら▼

お問い合わせ先　業務グループ　TEL **043-382-8311**（代表）

全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ
〒260-8645
千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階
043-382-8311（代表）

千葉県社会保険協会 からのお知らせ

被保険者等の健康保持増進事業

冬山の家開設 ホワイトハウス マスエン

「Resort Center」や 世界最新鋭ゴンドラ「Sunrise Express」のある充実したスキー場です。

●開 設 期 間　**令和５年12月16日(土) ～ 令和６年３月31日(日)**
※初日については変更の場合があります。

●と　こ　ろ　新潟県石打丸山スキー場「ホワイトハウス マスエン」
〒949-6372 新潟県南魚沼市石打 1626-1
☎ 025-783-2440(FAX も同番号)

●利 用 申 込　直接、電話にて「ホワイトハウス マスエン」へご予約ください。予約完了後に当協会へご連絡ください。「契約保養所利用申込書」を送付いたしますので、所要事項にご記入のうえ、下記宛先にご返送ください。受付後、当協会から「宿泊補助券」を送付いたしますので、ご利用当日のチェックイン時にマスエンにお渡しください。

> ●「保養所利用申込書」の用紙請求先および送付先●
> **千葉県社会保険協会 冬山の家 係** 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13
> 問合せ先 TEL. 043-233-3971

●利用対象者　当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

●予約受付開始日　**令和５年10月１日(日)から**

●契約利用料金　１泊２食付(サービス料金・税込)※今年度より料金改定

宿泊日	１室の宿泊人数	宿泊料金
平　日	１名様	￥ 11,000
	２名様	￥ 9,000
	３名様以上	￥ 8,000
休前日及び 12/29～1/3	１名様	￥ 12,000
	２名様	￥ 10,000
	３名様以上	￥ 8,500
シニア(60 歳以上)	上記料金より ￥ 500 引き	
小 学 生	上記料金より ￥ 2,000 引き	

※ 被保険者および被扶養者(小学生以上)は、上記料金より1人1泊につき 1,000 円を補助いたします
※ 料金は、ご利用の際、直接お支払ください。

不明な点等ございましたら、当協会までお問い合せください。TEL043－233－3971

千葉県社会保険協会 からのお知らせ

「施設利用会員証」のご紹介

全国社会保険協会連合会（当協会の関係機関）が契約している施設の優待利用が受けられます。出張・旅行等にご利用いただけます。

有効期限は 2026 年 3 月 31 日です。既にピンク色の会員証をお持ちの会員事業所様で更新をご希望の方、もしくは、新規発行をご希望の方は、下記申込書でお申込みください。

契約施設は全国 **250以上！**

【利用対象者】　当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

【契約施設】

- 船員保険会（SEMPOS）
- ホテル法華クラブグループ
- 高輪・品川プリンスホテルグループ
- プリンスホテルグループ
  ホテル、スキー場、ゴルフ場、アミューズメント施設
- 湯快リゾート
- 亀の井ホテル
- ＨＭＩホテルグループ
- クア･アンド･ホテルグループ
- ダイワロイネットホテルズ※令和５年７月より

横浜･八景島シーパラダイスも！

･･･その他（宿泊施設・日帰り入浴施設）

【優待利用方法】対象施設の詳細とご利用方法及び優待内容(優待料金等)については全国社会保険協会連合会 https://www.zensharen.jp/benefits/ のホームページでご確認下さい。
※インターネット使用のない環境の場合は、当協会にご連絡ください。

【発行(更新)申し込み方法】
申込書に返信用封筒（角２サイズ封筒に送付先住所宛先を明記し 300 円分の切手※を貼付）を同封のうえ当協会へご郵送ください。
※会員証やパスワードを確実にお届けするため、特定記録をつけた郵送料金です。

●郵送先●
一般財団法人千葉県社会保険協会　施設利用会員証発行　宛て
〒260-0001　千葉市中央区都町 3-18-13　　問合せ先TEL：043-233-3971

－－－－－－－－－－ キ リ ト リ －－－－－－－－－－

施設利用会員証申込書

※協会使用欄（ご記入の必要はありません）

事業所名		担当者名	
所 在 地	〒		
電話番号		申込枚数	枚　※原則３枚まで

※ご記入いただいた情報は、事業所または担当者様への連絡および会員証送付に関する事務処理にのみ使用し、他用はいたしません。

千葉県社会保険協会 からのお知らせ

会員事業主の皆様へお願い

事業所名称、所在地等を変更されたときは

下記様式により **FAX(043-233-3973)** にてご連絡くださいますようお願いいたします。
また、当協会ホームページの「各種申請」→「会員情報変更」からのご連絡も可能です。

会員情報変更届

※協会記入欄（ご記入の必要はありません）

変更年月日　　　　年　　月　　日

事業所名

所在地

※下記欄については、変更事項のあった個所のみご記入ください。

変更事項		変更前	変更後
事業所	記号		
	番号		
フリガナ			
事業所名			
所在地		〒	〒
電話番号			
被保険者数			

※ご不明な点は（一財)千葉県社会保険協会（℡０４３－２３３－３９７１）へお問い合わせください。
ご記入いただいた情報は、事務処理のみに使用し他用はいたしません。

第17回ボウリング大会開催中止のお知らせ

令和5年10月28日（土）に開催を予定しておりましたが、最少催行人数（30名）に満たなかった為、中止いたします。

お申し込みいただきました会員事業所様には、お詫びを申し上げます。

記事提供／日本年金機構 ・ 全国健康保険協会(協会けんぽ)千葉支部
編集・発行／一般財団法人千葉県社会保険協会 〒260-0001 千葉市中央区都町 3-18-13 ☎043-233-3971(代表) ホームページ https://shah-chiba.jp